

## 第 22 回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和3年11月19日(金) 午前10時00分から

### ○ 議 題

#### 1 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

#### 2 報 告

##### (1) 教育長報告

- ① 令和4年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について (資料1)
- ② 令和2年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について (資料2)
- ③ 令和2年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について (資料3)
- ④ 不登校に関する実態調査の実施について (資料4)
- ⑤ 令和3年第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について (資料5)
- ⑥ 「練馬こども園」の認定について (資料6)
- ⑦ 高野台保育園の民営化時期の前倒しについて (資料7)
- ⑧ その他

# 資料 1

令和 3 年 11 月 19 日  
教育振興部学務課

## 令和 4 年度入学 中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

### 1 締切日（10月15日）現在の学校選択制度「選択希望」状況

学 校 名		通学区域外からの 受入可能人数	通学区域外 からの希望	学 校 名		通学区域外からの 受入可能人数	通学区域外 からの希望
1	旭丘	40人	4人	18	石神井	20人	74人
2	豊玉	40人	4人	19	石神井東	40人	59人
3	豊玉第二	40人	16人	20	石神井西	10人	44人
4	中村	20人	36人	21	石神井南	40人	11人
5	開進第一	40人	29人	22	上石神井	40人	39人
6	開進第二	40人	82人	23	南が丘	40人	8人
7	開進第三	40人	48人	24	谷原	20人	22人
8	開進第四	40人	21人	25	三原台	40人	39人
9	北町	40人	14人	26	大泉	10人	60人
10	練馬	40人	27人	27	大泉第二	40人	22人
11	練馬東	40人	27人	28	大泉西	40人	21人
12	貫井	40人	19人	29	大泉北	40人	14人
13	田柄	40人	65人	30	大泉学園	40人	64人
14	豊溪	40人	9人	31	大泉学園桜	40人	15人
15	光が丘第一	40人	68人	32	関	40人	24人
16	光が丘第二	40人	68人	33	八坂	40人	1人
17	光が丘第三	40人	39人	合計		1,200人	1,093人

※ 網掛けの学校は、抽選実施予定校

### 2 公開抽選の実施

#### (1) 実施日

令和 3 年 12 月 2 日（木）、3 日（金） 9 時 30 分～16 時

#### (2) 抽選会場

練馬区役所本庁舎 20階 「交流会場」

#### (3) 抽選順（予定）

12月 2 日（木） 中村、開進第二、田柄、光が丘第一、光が丘第二

12月 3 日（金） 石神井、石神井東、石神井西、大泉、大泉学園

令和 3 年 11 月 19 日  
教育振興部教育指導課  
教育振興部副参事

令和 2 年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について

令和 2 年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について、文部科学省「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき、下記のとおり報告する。

## 記

### 1 調査対象

区立小学校（65 校）および中学校（33 校）

### 2 調査方法

質問紙調査

### 3 調査対象期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

### 4 調査結果

（1）暴力行為の状況（p 2）

（2）いじめの状況（p 3～p 5）

（3）不登校の状況（p 6～p 8）

1 暴力行為の状況

( 1 ) 暴力行為の発生学校数等

[ 単位 : 件 ]

		H30 年度		R 元年度		R 2 年度	
		学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
校種	年度						
	件数						
	小学校	32	130	31	161	27	72
	中学校	25	83	23	90	26	67

( 2 ) 暴力行為の詳細

[ 単位 : 件 ]

			H30 年度		R 元年度		R 2 年度	
分類	校種	項目	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
対教師暴力	小学校		16	30	17	38	13	25
	中学校		1	1	3	4	4	4
生徒間暴力	小学校		23	80	25	104	21	36
	中学校		22	70	22	66	22	57
対人暴力	小学校		3	4	2	2	2	3
	中学校		1	1	1	1	1	1
器物損壊	小学校		10	16	10	17	6	8
	中学校		7	11	6	19	4	5

## 2 いじめの状況

### (1) いじめ認知件数推移

[単位：件]

校種 \ 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
小学校	698	541	330
中学校	371	352	212

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (2) いじめ認知件数の学年別内訳

[単位：件]

校種 \ 学年	小学校			中学校		
	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
第1学年	90	55	61	199	212	120
第2学年	114	68	52	118	89	68
第3学年	118	123	46	54	51	24
第4学年	126	108	61			
第5学年	130	100	64			
第6学年	120	87	46			
計	698	541	330	371	352	212

## ( 3 ) いじめの現在の状況

〔単位：件数 件、割合 %〕

校種		小学校			中学校		
項目	年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
	解消しているもの	件数	605	448	278	350	314
割合		86.7	82.8	84.2	94.3	89.2	92.4
解消に向けて取組み中	件数	89	93	52	21	37	16
	割合	12.8	17.2	15.8	5.7	10.5	7.6
その他	件数	4	0	0	0	1	0
	割合	0.6	0	0	0	0.3	0
計		698	541	330	371	352	212

## ( 4 ) いじめ発見のきっかけ

〔単位：件〕

校種		小学校			中学校		
項目	年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
	学校の教職員等が発見		503	391	259	245	259
内 訳	学級担任が発見	65	64	44	28	30	3
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	13	2	46	5	10	9
	養護教諭が発見	2	0	0	1	0	1
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	7	3	1	1	1	0
	アンケート調査など学校の取組により発見	416	322	168	210	218	118
学校の教職員以外からの情報により発見		195	150	71	126	93	81
内 訳	本人からの訴え	77	46	27	56	41	54
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	70	69	22	33	35	15
	児童生徒(本人を除く)からの情報	22	18	6	22	14	10
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	26	17	14	15	3	2
	地域住民からの情報	0	0	0	0	0	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0	0	0	0	0
	その他(匿名による投書など)	0	0	2	0	0	0
計		698	541	330	371	352	212

## ( 5 ) いじめの態様 ( 複数回答可 )

〔 単位 : 件 〕

項目 \ 年度	小学校			中学校		
	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	541	454	226	305	272	141
仲間はずれ、集団による無視をされる。	79	62	51	29	47	21
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	119	85	58	51	41	20
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	27	15	3	4	7	4
金品をたかられる。	2	5	2	1	4	3
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	29	16	7	14	11	6
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	25	12	11	10	7	8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	5	0	5	19	20	18
その他	2	8	3	4	2	4
計	829	657	366	437	411	225

## ( 6 ) いじめられた児童生徒の相談状況 ( 複数回答可 )

〔 単位 : 件 〕

項目 \ 年度	小学校			中学校		
	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
学級担任に相談	615	486	300	299	269	178
学級担任以外の教職員に相談 ( 養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く )	94	44	9	98	70	43
養護教諭に相談	36	22	6	30	18	2
スクールカウンセラー等の相談員に相談	55	56	21	35	24	6
学校以外の相談機関に相談 ( 電話相談やメール等も含む )	8	5	1	3	2	1
保護者や家族等に相談	154	100	50	96	55	26
友人に相談	19	8	2	11	14	7
その他 ( 地域の人など )	0	2	0	0	1	5
誰にも相談していない	19	4	3	5	21	1
計	1000	727	392	577	474	269

学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択する。

### 3 不登校の状況

#### ( 1 ) 不登校児童生徒数の推移 [ 単位：不登校数 人、出現率 % ]

校種		年度		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度
小学校	不登校数	270	331	378
	出現率	0.82	1.00	1.12
	都出現率	0.74	0.88	1.06
中学校	不登校数	428	569	634
	出現率	3.26	4.35	4.80
	都出現率	4.33	4.76	4.93

不登校数は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者が令和 2 年度間に 30 日以上登校しなかった児童生徒の数。

出現率は、在籍児童・生徒数（学校基本調査による。）に占める不登校児童・生徒数の割合。

#### ( 2 ) 不登校児童生徒の学年別内訳 [ 単位：人 ]

校種	小学校			中学校		
	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
第 1 学年	14	14	22	115	189	174
第 2 学年	19	36	37	164	179	232
第 3 学年	39	45	52	149	201	228
第 4 学年	48	53	66			
第 5 学年	67	72	93			
第 6 学年	83	111	108			
計	270	331	378	428	569	634



## (3) 不登校の要因

〔単位：人〕

区分	小 学 校													
	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
主たるもの (一人1つ必ず選択)	1	24	9	13	1	0	4	9	15	73	8	47	174	0
主たるもの以外に 当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	35	5	41	2	0	4	12	6	57	10	36	40	0

区分	中 学 校													
	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
主たるもの (一人1つ必ず選択)	0	92	6	52	11	2	1	23	11	42	37	81	274	2
主たるもの以外に 当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	41	7	69	12	6	1	20	13	48	16	36	58	0

「不登校の要因」については、不登校児童生徒全員について、それぞれ主たるものを一つ選択し、 に記入している。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択し、 に記入している。学校、家庭および本人に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択している。

(4) 指導の結果登校するようになった児童生徒 [単位: 件数 件、割合 %]

校種		小学校			中学校		
		H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度
指導の結果、登校できるようになった児童生徒数	件数	61	50	108	74	48	165
	割合	22.6	15.2	28.5	17.3	8.4	26.0
指導中の児童生徒数	件数	209	281	270	354	521	469
	割合	77.4	84.8	71.5	82.7	91.6	74.0
計		270	331	378	428	569	634

(5) 新型コロナウイルスの感染回避による長期欠席者数 [単位: 人]

校種	R2年度
小学校	248
中学校	61

令和2年度に新たに調査項目として追加された。

新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者など、令和2年度内に30日以上登校しなかった児童生徒の数。

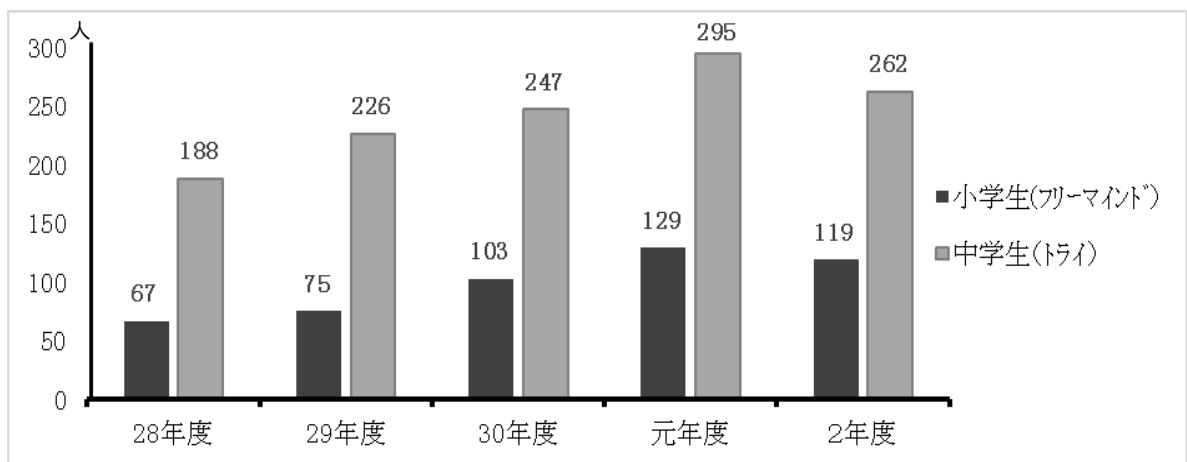
令和 3 年 11 月 19 日  
教育振興部学校教育支援センター

令和 2 年度 適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について

## 1 適応指導教室の利用状況

### (1) 適応指導教室（フリーマインド・トライ）

適応指導教室（フリーマインド・トライ）では、区内在住の不登校児童・生徒を対象に相談活動を通して心の安定を図り、個別指導と集団活動を組み合わせて学習活動を行い、学校生活への復帰など社会的な自立を目指して支援している。



#### <登録者数内訳（2年度）>

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	4	9	15	23	28	40	119
中学生	41	96	125				262

### (2) 特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援（光が丘第一分室）

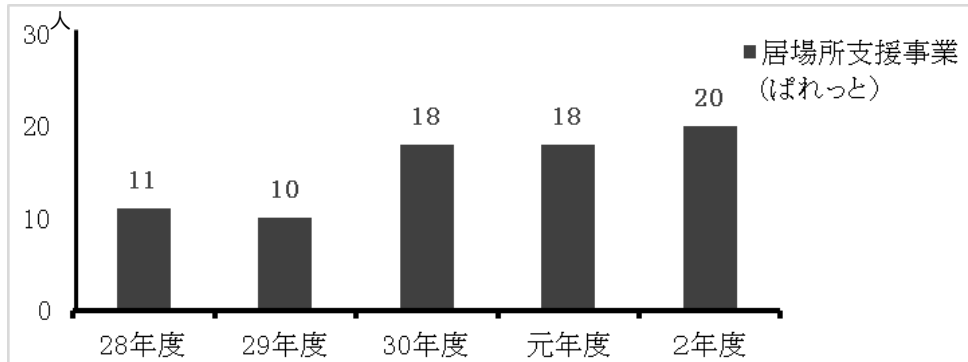
<登録者数>令和2年度 17人、令和元年度 21人、平成30年度 14人  
(平成30年度から実施)

#### <登録者数内訳（2年度）>

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	0	2	1	1	3	2	9
中学生	1	5	2				8

## 2 居場所支援事業の利用状況（平成 28 年度から実施）

適応指導教室（フリーマインド・トライ）への通室や学校内の別室登校が困難な児童・生徒に対し、生活習慣、学習習慣の定着や社会性の育成に向けた支援をしている。

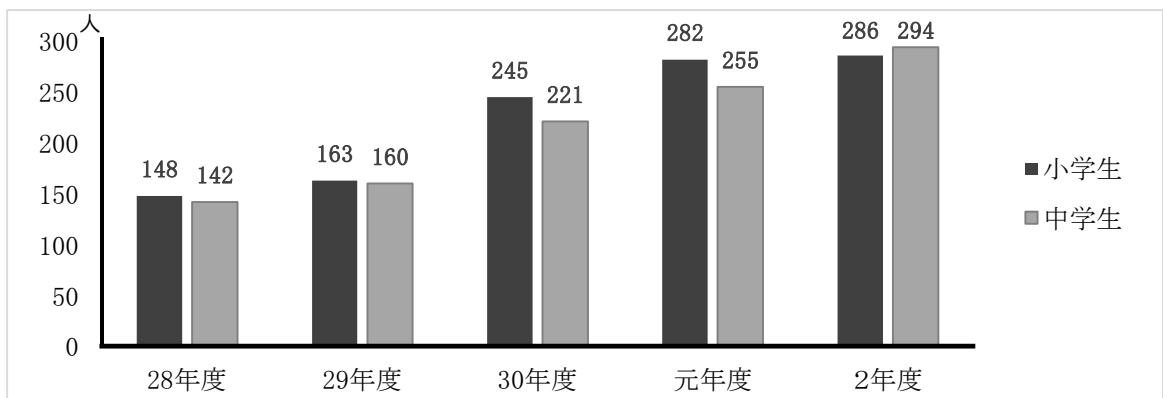


### < 登録者数内訳 (2年度) >

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	0	1	3	2	2	1	9
中学生	3	4	4				11

## 3 スクールソーシャルワーク事業の利用状況

スクールソーシャルワーカーが、不登校やいじめ等様々な課題を抱える児童・生徒に対して、福祉や医療、その他の関係機関と連携し、児童・生徒一人ひとりに応じた支援をしている。



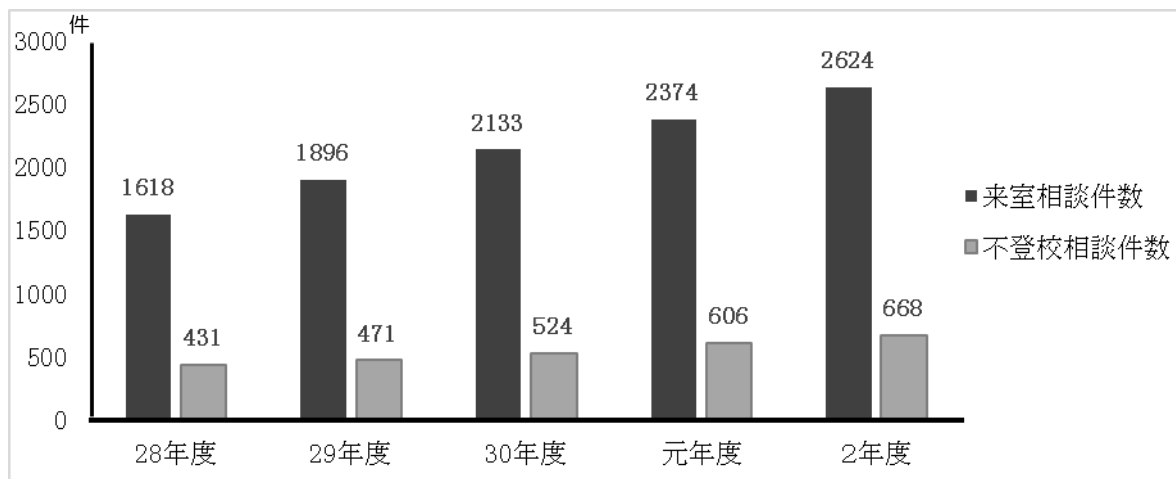
### < 被支援者数内訳 (2年度) >

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	16	26	44	60	73	67	286
中学生	107	94	93				294

#### 4 教育相談室の相談件数

教育相談室では、区内在住の子どもの教育に関する相談に専門の教育相談員が応じている。

##### (1) 不登校相談件数



※ 各年度の相談件数は、光が丘・練馬・関・大泉の教育相談室4室の合計

※ 不登校相談件数は、来室相談件数の内数

##### (2) いじめ相談件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
来室相談	46	41	30	30	26
電話相談	24	20	29	27	17
メール相談	0	3	0	2	0
いじめ相談メール	1	4	7	7	6
いじめ対応アプリ				5	5

※いじめ相談メールは平成29年1月開設、いじめ対応アプリは令和元年6月開設

令和 3 年 11 月 19 日  
教育振興部学校教育支援センター

## 不登校に関する実態調査の実施について

### 1 調査目的

不登校の実態把握とともに、これまでの区の不登校対策の効果等を検証し、不登校対策をより実効あるものとするため、令和3年度、令和4年度の2か年で不登校に関する実態調査を行う。調査の結果を基に、現在、高校生年代で困難を抱えた子どもの支援や、今後の不登校対策を充実する。

### 2 調査の概要

以下の3つの調査を行う。

調査の種類および内容	対象者	調査方法
(1) 不登校生徒追跡調査 (一次調査) 現在の就学等の状況、中学3年生当時の振り返り（不登校の理由や利用した支援等） 20項目	平成28年度～令和2年度に中学校3年生で不登校を経験した方およびその保護者 (平成28年度～令和2年度) 無作為抽出 900組	アンケート調査 (郵送・Web回答)
(2) 不登校生徒追跡調査 (二次調査) 一次調査の設問項目をより詳細に設定した調査および当事者への聞き取り	一次調査で継続して調査協力を得られた方 アンケート調査 200名程度 ヒアリング 20名程度	アンケート調査 (郵送・Web回答) ヒアリング
(3) 民間不登校児童・生徒支援事業の供給量調査 提供している事業内容や受け入れている児童・生徒数、学校との連携状況など	練馬区立学校の児童・生徒が利用しているフリースクール等  20者程度	アンケート調査 (郵送)またはヒアリング

### 3 高校生年代を対象にした相談支援の実施

不登校生徒追跡調査（一次調査）の実施期間に合わせて、下記の機関で、調査対象となる区立中学校卒業生の方の相談を受け付ける。

(1) 練馬区立学校教育支援センター 光が丘第一分室

土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) ねりま若者サポートステーション

木曜・日曜・祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで

4 スケジュール

令和 3 年 11 月 30 日 不登校生徒追跡調査（一次調査）、調査票発送

令和 4 年 1 月頃 不登校生徒追跡調査（二次調査）の実施

令和 4 年 6 月頃 民間不登校児童・生徒支援事業の供給量調査の実施

令和 4 年 9 月頃 報告書取りまとめ

資料 5	
------	--

令和 3 年 11 月 19 日  
こども家庭部 保育課

令和 3 年第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

令和 3 年 11 月 26 日から開催予定の令和 3 年第四回練馬区議会定例会に、こども家庭部が所管する事業にかかる以下の議案について、区長へ提出を依頼する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	保育課	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 ----- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、書面に加え電磁的記録により行うこともできる旨の包括的な規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。	公布の日



令和3年11月19日  
こども家庭部こども施策企画課

### 「練馬こども園」の認定について

区は、平成27年度に独自の幼保一元化の取組として「練馬こども園」を創設し、通年で9時から11時間の預かり保育を行う私立幼稚園を認定している。

この度、新たに私立幼稚園1園を認定する。

#### 1 新たな認定

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 園名    | ビクター幼稚園                              |
| (2) 設置者   | 学校法人 ビクター幼稚園<br>理事長 石井 花之子 (いしい かのこ) |
| (3) 設置年月日 | 昭和49年3月12日                           |
| (4) 所在地   | 練馬区桜台5-11-5                          |
| (5) 形態    | 短時間型<br>預かり保育時間9時間30分(8:00~17:30)    |
| (6) 定員    | 園則定員70人 預かり保育定員10人                   |

#### 2 今後の予定

- |      |       |    |
|------|-------|----|
| 令和3年 | 11月下旬 | 認定 |
| 令和4年 | 4月    | 開始 |

#### 参考

認定園数(令和3年10月時点)

23園(実園数22園 ※標準型1園と低年齢型1園が重複)

標準型:18園 短時間型:3園 低年齢型:2園

## 高野台保育園の民営化時期の前倒しについて

令和 3 年 5 月に区立高野台保育園は令和 9 年度を目途に民営化することとし、同園の運営事業者と協議を進めていくこととした。民営化時期については、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、在園保護者の理解を前提に移行年度の前倒しを検討することとした。

区との協議の結果、運営事業者が民営化時期の前倒しを希望したため、0 歳児および 1 歳児クラスの保護者に対し民営化後の園運営について運営事業者が説明を行ったうえで、理解を得ることができた。このため、民営化時期を令和 7 年度に前倒しする。

## 1 民営化時期

令和 7 年 4 月 1 日

## 2 運営事業者による、0 歳児および 1 歳児クラス（全 31 世帯）の保護者への説明経過

8 月 20 日 事前アンケートを配付

9 月 29 日 説明会の案内とともに事前アンケートに対する回答を配付

10 月 16 日 説明会開催

10 月 18 日、19 日 説明会参加世帯を含む全保護者に対し、個別に前倒しについての理解を確認

## 3 今後の予定

令和 5 年度 高野台保育園民営化実施計画策定

令和 6 年度 事業者評価

議案提出（練馬区立保育所設置条例の一部改正、財産の無償譲渡）

令和 7 年度 民営化